

## 環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付規程

財団法人日本環境協会

平成 25 年 2 月 1 日

### (通則)

第 1 条 環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金（以下「利子補給金」という。）の交付については、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金実施要領（平成 24 年 12 月 10 日付け環政経発第 121210302 号。以下「実施要領」という。）及び環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付事業業務方法書（平成 25 年 2 月 1 日付け日環協第 1147 号。以下「業務方法書」という。）に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

### (目的)

第 2 条 この規程は、業務方法書第 22 条の規定に基づき、財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）において、金融機関が行う環境配慮型融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対し、その利息の一部を利子補給することにより助成する環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付事業（以下「利子補給金交付事業」という。）を予算の範囲内で実施するために必要な事項を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第 3 条 協会は、実施要領 3. 及び 4. の規定に基づき、次に掲げる要件の全てを満たす融資のうち、利子補給を行うことが適当であると協会が認めるものについて、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給基金（以下「基金」という。）の造成額の範囲内において、当該融資を行う金融機関（以下「融資機関」という。）に対して利子補給金を交付するものとする。

- (1) 別紙 1 に定める環境配慮型融資において、一定の融資対象基準を満たすこと。
- (2) 次のいずれかを金融機関に対して誓約する事業者を対象とすること。
  - ① 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出原単位（排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で除した数値をいう。以下同じ。）を 3 % 以上改善すること。
  - ② 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出量を 3 % 以上削減すること。
  - ③ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出原単位を 5 % 以上改善すること。
  - ④ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出量を 5 % 以上削減すること。
- (3) 平成 26 年 2 月 10 日までに、融資期間の初日が設定されていること。
- (4) 貸付の形式は、証書貸付であること。
- (5) 償還方法は、原則として毎年 3 月 10 日及び 9 月 10 日を償還日とする元金均等

償還であること。ただし、融資期間の初日より1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

(6) 利払方法は、原則として6か月ごとの後払いであること。

(7) 利子補給期間中は固定利率とすること。また、原則として利子補給金交付事業の開始前における融資に係る条件と同じであること。

(8) 1契約当たりの融資限度額は、20億円であること。

2 前項第2号において、誓約単位年度は、原則として、融資期間の初日が属する年度又はその翌年度の4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、当該期間における二酸化炭素原単位又は二酸化炭素排出量の算定が困難である場合にあっては、融資先事業者が二酸化炭素原単位又は二酸化炭素排出量の算定を行うために使用している年度（期間は1年間とする。）を誓約単位年度とすることを妨げない。

(単位期間)

第4条 交付対象の融資に係る単位期間は、実施要領5.(1)の規定に基づき、3月11日から同年9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間とする。

2 7月11日から同年9月10日までの期間又は1月11日から同年3月10日までの期間に開始された融資に係る第1回目の単位期間は、実施要領5.(2)の規定に基づき、それぞれ当該融資の開始の日から翌年3月10日までの期間又は当該融資の開始の日から同年9月10日までの期間とすることができる。

3 前二項において、9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、実施要領5.(3)の規定に基づき、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。

(交付時期及び交付額)

第5条 利子補給金の交付は、前条に規定する単位期間ごとに行うものとする。

2 利子補給金の額は、実施要領4.(1)の規定に基づき、単位期間ごとに次に掲げる算式をもって計算した額を上限とする。ただし、当該額の合計が基金の造成額を超える場合にあっては、基金の造成額の範囲内において算出するものとする。

$$A \times \frac{B}{365} \times C$$

A 当該単位期間における当該融資契約に係る貸付残高

B 当該単位期間における貸付残高の存する日数

C 1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率

(利子補給の期間)

第6条 利子補給の期間は、実施要領4.(1)の規定に基づき、当該融資の開始の日から3年を経過するまでの間(ただし、融資期間を超えないものとする。)とする。

(協定書の締結)

第7条 協会は、利子補給金交付事業に係る融資機関の採択後速やかに、当該融資機関との間で利子補給金の交付に関する事務について協定書(様式第1)を締結するものとする。

(融資計画書の提出)

第8条 融資機関は、利子補給金の交付を受けようとする融資について、業務方法書第5条第1項の規定に基づき、融資計画書(様式第2)を協会に提出しなければならない。

2 融資機関は、前項の融資計画書の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該融資に係る事業計画書(様式第2;別紙1)
- (2) 利子補給金交付請求予定一覧表(様式第2;別紙2)
- (3) 融資先事業者の会社概要
- (4) 当該融資対象の事業の概要
- (5) 二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の現況(実施要領3.(2)の誓約の基準となる二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量をいう。)及びその算出根拠に係る資料(融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、協会が必要と認める書類

3 前項の規定に基づく融資計画書は、業務方法書第5条第2項の規定に基づき、融資機関が融資先事業者と金銭消費貸借契約を締結する日の2か月前から10日前までに提出するものとする。

(利子補給金の交付方針の決定)

第9条 協会は、前条第1項の融資計画書の提出があったときは、速やかに次に掲げる事項について審査し、交付又は不交付の方針を決定するとともに、その結果を融資機関に通知するものとする。

- (1) 資金使途の妥当性
- (2) 事業計画の妥当性
- (3) 融資機関の融資条件等の妥当性

2 前項の規定に基づく通知は、交付・不交付方針決定通知書(様式第3)をもって、融資機関が融資先事業者と金銭消費貸借契約を締結する日の前日までに行うものとする。

(交付申請)

第 10 条 融資機関は、前条第 2 項の交付方針決定通知を受けたときは、業務方法書第 6 条第 1 項の規定に基づき、融資先事業者との間で金銭消費貸借契約を締結した後、交付申請書（様式第 4）に次に掲げる書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 利子補給金交付請求予定一覧表（様式第 4；別紙）
- (2) 金銭消費貸借契約書の写し
- (3) 実施要領 3. (2) の規定に基づく誓約の内容を明らかにした書類等の写し

(交付決定等)

第 11 条 協会は、前条の交付申請書の提出があったときは、業務方法書第 6 条第 2 項の規定に基づき、当該申請の内容を審査し、利子補給金を交付すべきものと認めるときは、交付を決定し、交付決定通知書（様式第 5）により融資機関に通知するものとする。

- 2 協会は、前項の審査において適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定において当該申請に係る事項に修正を加え、又は交付の決定に条件を付することができる。
- 3 協会は、利子補給金の不交付を決定したときは、不交付決定通知書（様式第 6）により融資機関に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第 12 条 融資機関は、前条第 1 項の利子補給金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、利子補給金の交付の申請を取り下げようとするときは、業務方法書第 8 条の規定に基づき、交付の決定の通知を受けた日から 10 日以内にその旨を記載した書面を協会に提出しなければならない。

(実績報告書の提出)

第 13 条 融資機関は、第 11 条第 1 項の交付の決定の通知を受けたときは、業務方法書第 9 条第 1 項の規定に基づき、単位期間ごとに、利子補給の対象となる融資に係る事業（以下「交付対象事業」という。）の実施状況に係る実績報告書（様式第 7）及び利子補給金請求予定一覧表（様式第 8）を協会に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書及び利子補給金請求予定一覧表の提出期限は、9 月 10 日までの単位期間にあっては同年 8 月 10 日、3 月 10 日までの単位期間にあっては同年 2 月 10 日とする。

(額の確定)

第 14 条 協会は、前条第 1 項の実績報告書の提出があったときは、業務方法書第 9 条第 3 項の規定に基づき、速やかに当該報告の内容を審査し、適正に交付対象事業が実施されていると認めるときは、交付すべき額を確定するものとする。

2 協会は、前項の額について、利子補給金額確定通知書（様式第 9）及び利子補給金確定額一覧表（様式第 10）により融資機関に通知するものとする。

(交付請求)

第 15 条 融資機関は、前条第 2 項の利子補給金の額の確定の通知を受けたときは、業務方法書第 10 条第 1 項の規定に基づき、9 月 10 日までの単位期間にあつては同年 8 月末日、3 月 10 日までの単位期間にあつては同年 2 月末日までに交付請求書（様式第 11）及び利子補給金交付請求額一覧表（様式第 12）を協会に提出しなければならない。

(払込み)

第 16 条 協会は、前条の交付請求書の提出があったときは、業務方法書第 10 条第 2 項の規定に基づき、請求のあった利子補給金の額を管理台帳と照合し、適正な請求額であると認めるときは、原則として各単位期間の満了の日に融資機関に対して利子補給金を払い込むものとする。

2 前項の利子補給金は、融資機関に対し直接振込により払い込むものとする。

3 融資機関は、協会から交付を受けた利子補給金については、融資先事業者の利息に充当しなければならない。

(融資条件等の変更)

第 17 条 融資機関は、第 11 条第 1 項の規定に基づく交付の決定の通知を受けた融資について、償還期限、据置期間、払込日、償還方法等の融資条件等を変更しようとするときは、業務方法書第 11 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめ融資条件等変更承認申請書（様式第 13）に事業計画変更書（様式第 13；別紙 1）及び利子補給金請求予定変更一覧表（様式第 13；別紙 2）を添えて協会に提出し、その承認を得なければならない。

(融資条件等の変更審査)

第 18 条 協会は、前条の融資条件等変更承認申請書の提出があったときは、業務方法書第 11 条第 2 項の規定に基づき、速やかに当該申請の内容の審査を行うものとする。

2 協会は、前項の審査を行うに当たっては、次に掲げる事項について十分に検討するものとする。

- (1) 融資条件等変更事由の妥当性
- (2) 変更後の資金使途の妥当性
- (3) 変更後の事業計画の妥当性
- (4) 変更後の融資条件等の妥当性

(融資条件等の変更承諾等)

第 19 条 協会は、融資条件等の変更の承認をしたときは、業務方法書第 11 条第 2 項の規定に基づき、融資条件等変更承認通知書（様式第 14）により、融資機関に通知するものとする。この場合において、協会は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができるものとする。

2 協会は、融資条件等の変更を承認しないときは、融資条件等変更不承認通知書（様式第 15）により融資機関に通知するものとする。

(事業状況の報告)

第 20 条 融資機関は、交付対象事業の実施状況及び利子補給金の利息に対する充当状況について、毎年、第 11 条第 1 項の交付決定通知書に定める期日までに、事業状況報告書（様式第 16）に事業実施状況書（様式第 16；別紙 1）及び利子補給金充当実績・請求予定一覧表（様式第 16；別紙 2）を添えて、協会に提出しなければならない。

2 融資機関は、融資先事業者が誓約の内容を達成したとき又は誓約に係る期間が終了したときは、速やかに、事業効果報告書（様式第 17）に次に掲げる書類（融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの）を添えて、協会に提出しなければならない。

(1) 誓約を達成した年度又は誓約に係る期間が終了した年度の二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量

(2) (1) の算出根拠に係る資料

3 協会は、融資機関から前項の事業効果報告書の提出があったときは、当該申請の内容の審査を行い、誓約の内容が達成されていると認めるときは、事業効果報告書の承認通知書（様式第 18）をもって融資機関に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 21 条 協会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、業務方法書第 12 条第 1 項の規定に基づき、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができる。

(1) 融資機関が、法令、業務方法書若しくはこの規程又は法令、業務方法書若しくはこの規程の規定に基づく協会の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 融資機関が、利子補給金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。

- (3) 融資機関が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合。
  - (4) 融資先事業者が、実施要領3.(2)の規定に基づき融資機関に対して誓約した内容を達成できなかった場合（やむを得ない特段の事情があると協会が認めた場合を除く）。
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合（ただし、融資機関又は融資先事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。
- 2 前項の規定に基づき交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、交付決定取消通知書（様式第19）により融資機関に通知するものとする。
- 3 第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、交付決定内容変更通知書（様式第20）により融資機関に通知するものとする。

（利子補給金の返還）

- 第22条 協会は、前条第1項の規定に基づき交付の決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、業務方法書第12条第2項の規定に基づき、融資機関に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、利子補給金返還命令書（様式第21）により返還を命ずるものとする。ただし、前条第1項第4号に規定する場合については、誓約の内容の未達成の割合に応じて、返還を命ずるものとする。
- 2 協会は、前項の返還を命ずるときは、業務方法書第12条第3項の規定に基づき、前条第1項第4号又は第5号に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 前二項の補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該返還の命令のなされた日から20日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、融資機関はその未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

（利子補給金の経理等）

- 第23条 融資機関は、協会から交付された利子補給金の経理について、他の経理と明確に区分して行わなければならない。
- 2 融資機関は、区分した経理について帳簿を備えて利子補給金の経理を記録し、当該帳簿及び協会から受領した書類・その他の証拠書類を誓約に係る期間の終了日から5年を経過するまでの間保管しなければならない。

(調査等)

第 24 条 協会は、利子補給金交付事業の適正な実施のため、必要があると認めるときは、融資機関に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。

2 融資機関は、前項の規定により協会が必要な範囲内において調査等を申し出たときは、これに協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。





## (別紙1)

利子補給金交付事業の対象となる「環境配慮型融資」とは、「経営全般事項」「事業関連事項」「環境パフォーマンス事項」の3事項により審査及び評価を行い、その評価結果によって金利を段階的に変更する融資制度とする。3事項に求める具体的な項目は以下のとおりとし、金融機関の採択に当たっての審査基準は別紙2とする。なお、環境格付のランク・評点及び金利優遇幅は金融機関が自由に定めてよいものとする。

### 1. 経営全般事項

経営全般に関する事項として、以下の6項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。

- ①コーポレートガバナンス
- ②コンプライアンス
- ③リスクマネジメント
- ④パートナーシップ（社会貢献活動等）
- ⑤従業員への環境教育
- ⑥情報開示

### 2. 事業関連事項

事業に関連する事項として、以下の4項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお、②～④については、正当な理由がある場合に限り、業種により項目の変更（削除を含む。）を認めるものとする。

- ①設備投資
- ②製品・サービス
- ③サプライチェーンにおける環境配慮
- ④リサイクル対策

### 3. 環境パフォーマンス事項

環境パフォーマンスに関する事項として、以下の6項目を含む環境面での審査及び評価を行うもの。なお、②～⑥については正当な理由がある場合に限り業種により項目の変更（削除を含む。）を認めるものとする。

- ①地球温暖化対策
- ②資源有効利用対策（資源投入量、廃棄物等）
- ③水資源対策
- ④大気汚染対策
- ⑤化学物質対策
- ⑤物多様性対策

## (別紙2)

評価項目	要求要件	評価区分	得点配分			採点基準		基準点
			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
経営全般事項								
①コーポレートガバナンス	環境面におけるコーポレートガバナンスについて審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	環境問題に対するトップマネジメントによる責任体制の確立と、組織における環境配慮の取り組み（環境マネジメントシステムの取り組み状況等）について詳細に審査し、体制の整備状況の把握及び評価を行っている。	-
②コンプライアンス	環境面における法令遵守の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における環境法令を遵守するための体制や遵守状況等について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
③リスクマネジメント	環境面におけるリスクマネジメントの状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における環境面でのリスクマネジメント体制やリスクへの対応状況等について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
④パートナーシップ	環境面における社会貢献活動等の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における環境面での社会貢献活動や環境コミュニケーション、NGO・NPO等とのパートナーシップの状況等について詳細に審査し、評価を行っている。	-
⑤従業員への環境教育	従業員への環境教育の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	組織における従業員への環境教育の体制や状況について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
⑥情報開示	環境情報開示の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	環境報告書の発行など、組織における環境情報（不利益情報を含む）開示の体制や状況について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
事業関連事項								
①設備投資	設備投資における環境配慮の状況について審査及び評価を行っている。	必須	25	15	10	評価項目についての審査及び評価がある。	環境関連の設備投資費用や設備導入の際の環境配慮等、設備投資における環境配慮の状況等について詳細に審査し、評価を行っている。	-
②製品・サービス	製品・サービスにおける環境配慮の状況について審査及び評価を行っている。	任意	15		15	評価項目についての審査及び評価がある。	自社が供給する製品・サービスにおける環境配慮の状況（ライフサイクルアセスメントの実施や環境に配慮した製品やサービスを積極的に提供すること等）について詳細に審査し、評価を行っている。	-
③サプライチェーンにおける環境配慮	サプライチェーンにおける環境配慮の状況について審査及び評価を行っている。	任意	15		15	評価項目についての審査及び評価がある。	取引先に環境配慮を促す取り組みや、グリーン購入への取り組み状況、物流にかかわる環境負荷削減等、サプライチェーンにおける環境配慮の状況等について詳細に審査し、評価を行っている。	-

④リサイクル対策	使用済み製品のリサイクル・リユースの状況について審査及び評価を行っている。	任意	15		15	評価項目についての審査及び評価がある。	組織におけるリサイクル体制やリユースの状況等について詳細に審査し、体制の整備状況等の把握及び評価を行っている。	-
環境パフォーマンス事項								
①地球温暖化対策	温室効果ガス等の地球温暖化対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	必須	30	15	15	評価項目についての審査及び評価がある。	温室効果ガス排出量や総エネルギー投入量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
②資源有効利用対策	総物質投入量・廃棄物等総排出量等の資源有効利用対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	評価項目についての審査及び評価がある。	総物質投入量・廃棄物等総排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
③水資源対策	水資源投入量・総排水量等の水資源対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	水資源投入量・総水量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
④大気汚染対策	大気汚染物質の排出量等の大気汚染対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	大気汚染物質の排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
⑤化学物質対策	化学物質の排出量等の化学物質対策に資する環境パフォーマンスデータの把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	化学物質の排出量等の環境パフォーマンスデータの把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
⑥生物多様性対策	事業活動における生物多様性への依存状況及び影響の把握について審査及び評価をしている。	任意	10		10	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。	事業活動における生物多様性への依存状況、影響の把握状況、及びその低減対策について詳細に審査し、評価を行っている。	-
合計			300	120	180		採択基準点	200

- ・採択基準点を200点とし、基準点を超える申請者は採択とする。
- ・基礎点部分の採点は、評価項目における審査及び評価を行っている場合には、当該基礎点全部を得点とする。
- ・加点部分の採点は、配点5点の場合、採点基準に基づき、優；5点、良；3点、可；1点、不可；0点、の4段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。
- ・必須項目において、基礎点に「不可；0点」がある場合は、他の項目における点数に関わらず不採択とする。

(様式第1)

## 協 定 書

財団法人 日本環境協会（以下「甲」という。）と〇〇（融資機関名）（以下「乙」という。）は、環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付規程（平成25年2月1日付け日環協第1157号。以下「交付規程」という。）に基づく利子補給金の交付に関する事務について、次のとおり協定する。

(交付の対象)

第1条 甲が利子補給金を交付する乙の融資は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 交付規程別紙1に定める環境配慮型融資において、一定の融資対象基準を満たすこと。

(2) 次のいずれかを乙に対して誓約する事業者を対象とすること。

① 誓約単位年度3年度の間、二酸化炭素排出原単位（排出する二酸化炭素総排出量を生産数量又はその代替値（売上高等）で除した数値をいう。以下同じ。）を3%以上改善すること。

② 誓約単位年度3年度の間、二酸化炭素排出量を3%以上削減すること。

③ 誓約単位年度5年度の間、二酸化炭素排出原単位を5%以上改善すること。

④ 誓約単位年度5年度の間、二酸化炭素排出量を5%以上削減すること。

(3) 融資の開始

平成26年2月10日までに、融資期間の初日が設定されていること。

(4) 貸付の形式

証書貸付であること。

(5) 償還方法

原則として毎年3月10日及び9月10日を償還日とする元金均等償還であること。ただし、融資期間の初日より1年以内の据置期間は、これを認めるものとし、融資先事業者の希望により貸付残高の全部又は一部を繰上償還することを妨げない。

(6) 利払方法

原則として6か月ごとの後払いであること。

(7) 利率の条件

利子補給期間中は固定利率とすること。また、原則として利子補給金交付事業の開始前における融資に係る条件と同じであること。

(8) 1契約当たりの融資限度額は、20億円であること。

(交付時期)

第2条 甲が乙に交付を行う利子補給金の額は、原則として3月11日から同年9月10日までの期間及び9月11日から翌年3月10日までの期間のそれぞれ（以下「単位期間」という。）ごとに当該貸付残高に利子補給率を乗じて算出（年365日の日割計算とする。以下同じ。）し、単位期間ごとに利子補給金を交付するものとする。

(交付期日)

第3条 甲が乙に交付を行う利子補給金の交付期日は、各単位期間の満了の日とする。なお、満了の日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日とする。

(利子補給金の額)

第4条 利子補給金の額は、1%又は利子補給対象融資に係る貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率を、当該融資の貸付残高に乗じた額とする。なお、円未満は切捨てとする。

(利子補給の期間)

第5条 乙の貸付金に対する甲の利子補給の期間は、当該融資の開始の日から3年を経過するまでの間（ただし、融資期間を超えないものとする。）とする。

(交付決定の取消し等)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付することができる。

(1) 乙が、法令、業務方法書若しくはこの規程又は法令、業務方法書若しくはこの規程の規定に基づく甲の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 乙が、利子補給金を交付対象事業以外の用途に使用した場合。

(3) 乙が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 融資先事業者が、乙に対して誓約した内容を達成できなかった場合（やむを得ない特段の事情があると甲が認めた場合を除く。）。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象事業の全部又は一部を継続できなくなった場合（ただし、融資機関又は融資先事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）。

2 甲は、前項の規定に基づき交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付決定取消通知書により乙に通知するものとする。

3 甲は、第1項の規定に基づき交付の決定の内容を変更し、又は交付の決定に条件を付したときは、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付決定内容変更通知書により融資機関に通知するものとする。

4 甲は、第1項の規定に基づき交付決定の全部又は一部の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に利子補給金が交付されているときは、乙に対して、当該利子補給金の全部又は一部について、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金返還請求書により返還を命ずるものとする。ただし、第1項第4号に規定する場合については、誓約の内容の未達成の割合に応じて、返還を命ずるものとする。

5 甲は、前項の返還を請求するときは、第1項第4号又は第5号に掲げる場合を除き、当該利子補給金の受領の日から返還の日までの日数に応じて、当該利子補給金（その一部を返還した場合にあっては、当該返還の日以後の期間については、当該返還額を控除した額）につき、**10.95** パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

6 前二項の利子補給金の返還及び加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から**20**日以内とし、期限までに返還又は納付がないときは、未納に係る金額に対して、乙はその未納に係る期間に応じて**10.95** パーセントの割合で計算した延滞金を協会に納付しなければならない。

(調査等)

第7条 甲は、利子補給金交付事業の適正な実施のため、必要があると認めるときは、乙に対し、その有する書類の提出を求め、又は融資経緯等について調査等を行うことができる。  
2 乙は、前項の規定により甲が必要な範囲内において調査等を申し出たときは、これに協力しなければならない。

(通知)

第8条 乙が融資先事業者に対して繰上償還の請求を行った場合には、その旨を遅滞なく甲に通知するものとする。

(手続)

第9条 この協定による利子補給金交付に関する手続は交付規程の定めるところにより、その内容を遵守する。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項及び協定書の内容の変更については、甲と乙が協議して決定する。

(協定書の所持)

第11条 この協定書は、2通作成し、甲乙各自1通を所持する。

平成 年 月 日

住所 東京都中央区日本橋馬喰町1丁目4番16号  
甲 財団法人 日本環境協会  
理事長 森 嵐 昭 夫

住所  
乙

(様式第2)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金融資計画書

環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金交付規程第3条第1項の規定する地球温暖化対策のための設備投資に係る環境配慮型融資の決定を行いましたので、融資計画について環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金交付規程第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

#### 記

融 資 先 事 業 者 名		
融 資 契 約 予 定 日		平成 年 月 日
融 資 期 間 ( 予 定 )		自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 予 定 額		金 円
資 金 使 途		
融 資 条 件	償 還 期 限	平成 年 月 日
	償 還 方 法	
	利 率	年 %
	利子補給金総見込額	金 円

(注1) 事業計画書(様式第2;別紙1)を添付してください。

(注2) 利子補給金総見込額については、利子補給金交付請求予定一覧表(様式第2;別紙2)を添付してください。

(注3) 当該融資対象の事業の概要、二酸化炭素排出原単位又は二酸化炭素排出量の現況の算出根拠に係る資料(融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの)を添付してください。



## 環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金 事業計画書

融 資 先 事 業 者	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種 (該当するものに○をつけてください)	卸売業 ・ 小売業 ・ サービス業 ・ 製造業 その他 ( )
従業員数 (常用雇用者)	名
融 資 契 約 日	平成〇〇年〇月〇日
融 資 期 間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
融 資 契 約 金 額	
資 金 使 途	工事地点 工事期間 H / ~H / 設備等

## 【CO2 排出量の推移計画】

※①～⑤の数値、過ぎた年度の数値は実績を記載します。

	基準年 〇年度 実績	〇年度 実績・計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画
①CO2 排出量 (t-CO2)							
②原単位算出分母							
③CO2 排出原単位 【①÷②】							
④CO2 排出量削減率							
⑤CO2 排出原単位削減率							
CO2 排出係数 (固定又は変動)	固定・変動						
原単位算出分母の種類 (生産量、売上高等)	生産量・売上高・延床面積・その他【 】						
原単位算出分母の単位 (万t、百万円等)	万t・百万円・㎡・その他【 】						
基準年となる CO2 算定期間	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月						
事業状況報告書の提出日	誓約期間中は毎年〇〇月末日までに提出						
CO2 誓約範囲 (事業者単位又は事業所単位)	事業者単位・事業所単位						
CO2 誓約内容 (「3年以内に3%以上原単位改善若しくは排出量削減」又は「5年以内に5%以上原単位改善若しくは排出量削減」)	【例示】 平成〇年度までに CO2 排出原単位を〇年度比 (基準年) で〇%以上改善する。						
上記を達成するための方策	【例示】 都市ガス使用の小型貫流ボイラーへの転換、嫌気排水処理の導入拡大によるバイオガスの利用等の設備的な対応に加え、用水削減プロジェクトや、排水処理設備の運転管理向上などの省エネ活動で CO2 排出削減に取り組む。						
資金使途による排出 CO2 削減効果等	【例示】 従前設備に対して〇% (〇t) CO2 削減効果が見込まれる。						

(様式第2 ; 別紙2)

利子補給金交付請求予定一覧表 (金銭消費貸借契約前)

融資先事業者名 : ( )  
 融資期間の初日 : 平成 年 月 日  
 融資契約金額 : 金 円

回数	利子補給金 交付予定 年月日	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸付利子 予定額	(E) 利子 補給率	(F) $A \times B \times E \times$ $/ 365$ 利子補給金 予定額	D-F 融資先事業者 利子支払 予定額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
									合 計	円

(注1) (E) 利子補給率は、1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率とする。

(注2) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注3) 円未満切捨てとする。

(様式第3)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付・不交付方針決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金融資計画書については、その内容を審査した結果、(交付・不交付)の方針を決定したので、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付規程第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

事業者名

(様式第4)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付方針決定の通知のあった上記利子補給金の交付を受けたいので、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付規程第10条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付対象事業の目的及び概要
2. 利子補給金交付申請額
3. 交付対象事業の開始及び終了（予定）年月日  
（始期）平成 年 月 日  
（終期）平成 年 月 日

4. 交付対象事業の内容

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
貸 付 残 高	金 円
利 子 補 給 金 額	金 円
算 出 の 基 礎	

(様式第4 ; 別紙)

利子補給金交付請求予定一覧表 (金銭消費貸借契約後)

融資先事業者名 : ( )  
 融資期間の初日 : 平成 年 月 日  
 融資契約金額 : 金 円

回数	利子補給金 交付予定 年月日	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 貸付利率	(D) $A \times B \times C / 365$ 貸付利子 予定額	(E) 利子 補給率	(F) $A \times B \times E \times$ $/ 365$ 利子補給金 予定額	D-F 融資先事業者 利子支払 予定額	
			自	至							
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円	
									合 計	円	円

(注1) (E) 利子補給率は、1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率とする。

(注2) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注3) 円未満切捨てとする。

(様式第5)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付申請書については、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給交付規程第11条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の条件で交付することに決定したので通知します。

記

交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
利 子 補 給 率	年 %
利 子 補 給 金 額	金 円
利 子 補 給 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
事業状況報告書の提出日	誓約期間中は毎年 月末日までに提出

[条件]

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付規程に定める事項を遵守すること。

(様式第6)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金不交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金交付申請書については、環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金交付規程第11条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、交付は行わないことに決定したので、同条第3項の規定に基づき、通知します。

記

不 交 付 決 定 日	平成 年 月 日
融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円

[不交付理由]

(様式第7)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記利子補給金に係る実績について、環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 交付対象事業の内容及び効果

- (1) 内容
- (2) 効果

2. 交付対象事業の内容

融資先事業者名	
融資契約日	平成 年 月 日
融資期間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融資契約金額	金 円
貸付残高	金 円
利子補給金額	金 円
算出の基礎	



(様式第8)

利子補給金請求予定一覧表

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 請求予定額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(注1) (C) 利子補給率は、1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率とする。

(注2) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注3) 円未満切捨てとする。

(注4) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(様式第9)

平成 年 月 日

融資機関名  
代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金  
利子補給金額確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった実績報告書について、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付規程第14条第1項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり利子補給金の額を確定したので、同条第2項の規定に基づき、通知します。

記

確定額 金 円

(様式第 10)

### 利 子 補 給 金 確 定 額 一 覧 表

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

回 数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期 間		(B) 日 数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付予定額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合 計	円

(注1) (C) 利子補給率は、1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率とする。

(注2) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日にあたる場合は、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注3) 円未満切捨てとする。

(注4) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成する。

(様式第 11)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった上記利子補給金について、  
環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり請求  
します。

記

1. 補給金請求額 金 円

2. 振込先

銀 行 名	
支 店 名	
預 金 の 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義	

(様式第 12)

### 利子補給金交付請求額一覧表

利子補給金交付予定日：平成 年 月 日

回数	融資先事業者名	(A) 貸付残高	期間		(B) 日数	(C) 利子補給率	A×B×C/365 利子補給金 交付請求額
			自	至			
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
第 回		円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円
						合計	円

(注1) (C) 利子補給率は、1%又は貸付利率の3分の2のうちいずれか低い方の利率とする。

(注2) 利払期日は9月10日又は3月10日とする。(9月10日又は3月10日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日の前日又は翌日までを単位期間とすることができる。この場合において、当該単位期間の次の単位期間は、直前の単位期間の末日の翌日から開始するものとする。)

(注3) 円未満切捨てとする。

(注4) 本表は利子補給金交付予定日ごとに作成すること。

(様式第 13)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金融資条件等変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の融資条件等の変更について、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付規程第 17 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

融 資 先 事 業 者 名		
融 資 契 約 金 額	金 円	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日	
変 更 事 項	変更前	変更後

## 環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金 事業計画変更書

融 資 先 事 業 者 名	
本 社 所 在 地	
資 本 金	円
業 種 (該当するものに○をつけてください)	卸売業 ・ 小売業 ・ サービス業 ・ 製造業 その他 ( )
従業員数 (常用雇用者)	名
融 資 契 約 日	平成〇〇年〇月〇日
融 資 期 間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
融 資 契 約 金 額	
資 金 使 途	工事地点 工事期間 H / ~H / 設備等

## 【CO2 排出量の推移計画】

※①～⑤の数値、過ぎた年度の数値は実績を記載します。

	基準年 〇年度 実績	〇年度 実績・計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画
①CO2 排出量 (t-CO2)							
②原単位算出分母							
③CO2 排出原単位【①÷②】							
④CO2 排出量削減率							
⑤CO2 排出原単位削減率							
CO2 排出係数 (固定又は変動)	固定・変動						
原単位算出分母の種類 (生産量、売上高等)	生産量・売上高・延床面積・その他【 】						
原単位算出分母の単位 (万 t、百万円等)	万 t・百万円・㎡・その他【 】						
事業年となる CO2 算定期間	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月						
事業状況報告書の提出日	誓約期間中は毎年〇〇月末日までに提出						
CO2 誓約範囲 (事業者単体又は事業所単位)	事業者単体 ・ 事業所単体						
CO2 誓約範囲 (事業者単体又は事業所単位)							
CO2 誓約内容 (「3年以内に3%以上原単位改善若しくは排出量削減」又は「5年以内に5%以上原単位改善若しくは排出量削減」)	【例示】 平成〇年度までに CO2 排出原単位を〇年度 (基準年度) 比で〇%以上改善する。						
上記を達成するための方策	【例示】 都市ガス使用の小型貫流ボイラーへの転換、嫌気排水処理の導入拡大によるバイオガスの利用等の設備的な対応に加え、用水削減プロジェクトや、排水処理設備の運転管理向上などの省エネ活動で CO2 排出削減に取り組む。						
資金使途による排出 CO2 削減効果等	【例示】 従前設備に対して〇% (〇t) CO2 削減効果が見込まれる。						

(様式第13;別紙2)

利子補給金請求予定変更一覧表

融資先事業者名：( )

融資期間の初日：平成 年 月 日

融資契約金額：金 円

融資条件等変更日：平成 年 月 日

回数	利子補給金 充当・交付予定 年月日	(A) 対象貸付金 残 高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) A×B×C/365 貸付利子 実績額・予定額	(E) 利子補給率	(F) A×B×E×/365 利子補給金 実績額・予定額	D-F 融資先事業者 利子支払 実績額・予定額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	( ) 円	( ) 年 月 日	( ) 年 月 日	( ) 日間	( ) %	( ) 円	( ) %	( ) 円	( ) 円
第 回	年 月 日	( ) 円	( ) 年 月 日	( ) 年 月 日	( ) 日間	( ) %	( ) 円	( ) %	( ) 円	( ) 円
第 回	年 月 日	( ) 円	( ) 年 月 日	( ) 年 月 日	( ) 日間	( ) %	( ) 円	( ) %	( ) 円	( ) 円
第 回	年 月 日	( ) 円	( ) 年 月 日	( ) 年 月 日	( ) 日間	( ) %	( ) 円	( ) %	( ) 円	( ) 円
第 回	年 月 日	( ) 円	( ) 年 月 日	( ) 年 月 日	( ) 日間	( ) %	( ) 円	( ) %	( ) 円	( ) 円
第 回	年 月 日	( ) 円	( ) 年 月 日	( ) 年 月 日	( ) 日間	( ) %	( ) 円	( ) %	( ) 円	( ) 円
								合 計	( ) 円	( ) 円

(注1) 利子補給金充当実績は第1回より記入し、変更が生じた回の欄は、前期の単位期間の末日の翌日から変更の生じた日までの期間と、変更の生じた日の翌日から当期の単位期間の末日までに区分して記入のこと。

(注2) 次期以降については、融資条件等変更前の融資条件及び利子補給金交付請求予定額を上段のカッコ内に記入し、変更後の融資条件及び利子補給金交付請求予定額を下段に記入のこと。

(注3) 円未満切り捨てとする。



(様式第 14)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

環境配慮型設備投資緊急支援助子補給金融資条件等変更承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、環境配慮型設備投資緊急支援助子補給金交付規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記のとおり承認することとしましたので、環境配慮型設備投資緊急支援助子補給金交付規程第 19 条第 1 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
変 更 事 項	変 更 後 条 件

(様式第 15)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金融資条件等変更不承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった融資条件等変更承認申請書について、環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、その内容を審査した結果、下記の理由により不承認としましたので、環境配慮型設備投資緊急支援利子補給金交付規程第 19 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 条 件 等 変 更 日	平成 年 月 日
[不承認理由]	

(様式第 16)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定の通知のあった上記利子補給金に係る交付対象事業の遂行状況について、環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金交付規程第 20 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 金 額	金 円
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
交付対象事業の進捗状況	
誓約の達成状況 (CO2 削減効果状況)	

※利子補給金交付対象事業の事業実施状況は別紙 1、利子補給金充当実績・請求予定は別紙 2 のとおりです。

## 環境配慮型設備投資緊急支援助子補給金交付事業 事業実施状況書

融 資 先 事 業 者 名	
本 社 所 在 地	
資 本 金	
業 種 (該当するものに○をつけてください)	卸売業 ・ 小売業 ・ サービス業 ・ 製造業 その他 ( )
従業員数 (常用雇用者)	
融 資 契 約 日	平成〇〇年〇月〇日
融 資 期 間	平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日
融 資 契 約 金 額	
資 金 使 途	工事地点 工事期間 H / ~H / 設備等

## 【CO2 排出量の推移計画】

※①～⑤の数値、過ぎた年度の数値は実績を記載します。

	基準年 〇年度 実績	〇年度 実績	報告年 〇年度 実績	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画	報告年 〇年度 計画
①CO2 排出量 (t-CO2)							
②原単位算出分母							
③CO2 排出原単位【①÷②】							
④CO2 排出量削減率							
⑤CO2 排出原単位削減率							
CO2 排出係数 (固定又は変動)	固定・変動						
原単位算出分母の種類 (生産量、売上高等)	生産量・売上高・延床面積・その他【 】						
原単位算出分母の単位 (万t、百万円等)	万t・百万円・㎡・その他【 】						
今回報告年となる CO2 算定期間	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月						
事業状況報告書の提出日	誓約期間中は毎年〇〇月末日までに提出						
CO2 誓約範囲 (事業者単体又は事業所単位)	事業者単体・事業所単体						
CO2 誓約内容 (「3年以内に3%以上原単位改善若しくは排出量削減」又は「5年以内に5%以上原単位改善若しくは排出量削減」)	【例示】 平成〇年度までに CO2 排出原単位を〇年度 (基準年度) 比で〇%以上改善する。						
上記を達成するための方策	【例示】 都市ガス使用の小型貫流ボイラーへの転換、嫌気排水処理の導入拡大によるバイオガスの利用等の設備的な対応に加え、用水削減プロジェクトや、排水処理設備の運転管理向上などの省エネ活動で CO2 排出削減に取り組む。						
資金使途による排出 CO2 削減効果等	【例示】 従前設備に対して〇% (〇t) CO2 削減効果が見込まれる。						

(様式第 16 ; 別紙 2)

利子補給金充当実績・請求予定一覧表

融資先事業者名：( )

融資期間の初日：平成 年 月 日

融資契約金額：金 円

回数	利子補給金 充当・ 請求予定 年月日	(A) 対象貸付金 残 高	期 間		(B) 日 数	(C) 貸付利率	(D) A×B×E/365 貸付利子 実績額・予定額	(E) 利子補給率	A×B×E/365 利 子 補 給 金 実績額・予定額	D・F 融資先事業者 利子支払 実績額・予定額
			自	至						
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
第 回	年 月 日	円	年 月 日	年 月 日	日間	%	円	%	円	円
						合 計	円		円	円
						内実績額	円		円	円
						内予定額	円		円	円

(注 1) 円未満切捨てとする。

(様式第 17)

平成 年 月 日

財団法人 日本環境協会  
理事長 殿

住 所  
融資機関名  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### 環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金事業効果報告書

平成 年度より上記利子補給金を交付されている下記事業者について、環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金交付規程第 3 条第 1 項で求める二酸化炭素排出原単位の改善又は排出量の削減に係る達成状況について、環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金交付規程第 20 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

##### 1. 融資先事業者名

##### 2. 誓約内容 ※いずれか誓約しているものを残して削除。

- ① 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出原単位を 3 %以上改善
- ② 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出量を 3 %以上削減
- ③ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出原単位を 5 %以上改善
- ④ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出量を 5 %以上削減

##### 3. 誓約の達成状況 ※いずれか誓約している方を記載。

①又は③二酸化炭素排出原単位改善率： %

〔	基準年における二酸化炭素排出原単位（平成 年度実績値）：	〕
	達成年における二酸化炭素排出原単位（平成 年度実績値）：	

②又は④二酸化炭素排出量削減率： %

〔	基準年における二酸化炭素排出量（平成 年度実績値）：	〕
	達成年における二酸化炭素排出量（平成 年度実績値）：	

##### 4. 上記 2 の根拠

（注）上記 2 の排出原単位又は排出量等の根拠となる書類（融資先事業者の代表者氏名の記載及び押印のあるもの）を添付すること。

(様式第 18)

平成 年 月 日

融資機関名

代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会

理事長

印

環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金事業効果報告書の承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって提出のあった下記の事業者に係る環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金事業効果報告書について、その内容を審査した結果、環境配慮型設備投資緊急支授利子補給金交付規程第 3 条第 1 項で求める二酸化炭素排出原単位の改善又は二酸化炭素排出量の削減に関する誓約を達成したものと認められますので、交付規程第 20 条第 3 項の規定に基づき、通知します。

記

1. 誓約内容 ※いずれか誓約しているものを残して削除。

- ① 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出原単位を 3 % 以上改善
- ② 誓約単位年度 3 年度の間、二酸化炭素排出量を 3 % 以上削減
- ③ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出原単位を 5 % 以上改善
- ④ 誓約単位年度 5 年度の間、二酸化炭素排出量を 5 % 以上削減

2. 誓約の達成状況 ※いずれか誓約している方を記載。

①・③二酸化炭素排出原単位改善率： %

〔 基準年における二酸化炭素排出原単位（平成 年度実績値）：  
達成年における二酸化炭素排出原単位（平成 年度実績値）： 〕

②・④二酸化炭素排出量削減率： %

〔 基準年における二酸化炭素排出量（平成 年度実績値）：  
達成年における二酸化炭素排出量（平成 年度実績値）： 〕

(様式第 19)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付決定取消通知書

下記利子補給金交付対象融資は、利子補給金交付対象事業としては不相当と認められるため、利子補給金の交付決定を取消しますので、環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付規程第 21 条第 2 項の規定に基づき、通知します。

記

融 資 先 事 業 者 名	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日
融 資 契 約 金 額	金 円
資 金 使 途	
利 子 補 給 金 交 付 取 消 理 由	



(様式第 20)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付決定内容変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した上記利子補給金については、  
下記の変更後の欄に示すとおり決定内容を変更したので、環境配慮型設備投資緊急支援助利子  
補給金交付規程第 21 条第 3 項の規定に基づき、通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
交 付 決 定 日	平成 年 月 日	
融 資 契 約 日	平成 年 月 日	
融 資 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日	
融 資 先 事 業 者 名		
融 資 契 約 金 額	金 円	
利 子 補 給 率		
利 子 補 給 期 間		
利 子 補 給 金 額		

[変更理由]

(様式第 21)

第 号  
平成 年 月 日

融資機関名  
代表者氏名 殿

財団法人 日本環境協会  
理事長 印

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金  
利子補給金返還命令書

環境配慮型設備投資緊急支援助利子補給金交付取消通知書（平成 年 月 日  
付け 第 号）で取消しを通知した上記利子補給金について、環境配慮型設備投資緊急  
支援助利子補給金交付規程第 22 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり返還を命令し  
ます。

記

融 資 先 事 業 者 名	
利 子 補 給 金 額	金 円
当 該 金 交 付 日	平成 年 月 日
返 還 請 求 期 限	平成 年 月 日
加 算 金 額	金 円
加 算 金 間 計 算 期 間	自：平成 年 月 日 至：平成 年 月 日（ 日間）
返 還 請 求 金 額	金 円
振 込 先 銀 行 名 支 店 名 ・ 預 金 の 種 別 口 座 番 号 ・ 口 座 名 義	